

村田町安全・安心まちづくり
基 本 計 画

平成27年3月

村田町

目 次

I	計画策定の趣旨	2
II	計画の位置づけ	3
III	現状と課題	4
IV	基本方針	10
V	施策の展開	12
○	資料	
	村田町安全・安心まちづくり条例	22
	村田町地域安全対策連絡協議会設置要綱	25
	村田町地域安全対策連絡協議会員名簿	27

I 計画策定の趣旨

近年の急激な社会環境の変化は、地域住民の価値観や生活様式を多様化させ、地域社会の連帯意識の希薄化、犯罪防止の機能及び青少年の規範意識の低下などをもたらしています。

こうした状況は、本町においても例外ではなく、住居等へ侵入しての窃盗の犯罪、さらには迷惑行為による住民間のトラブルなど、町民生活に不安が広がってきています。

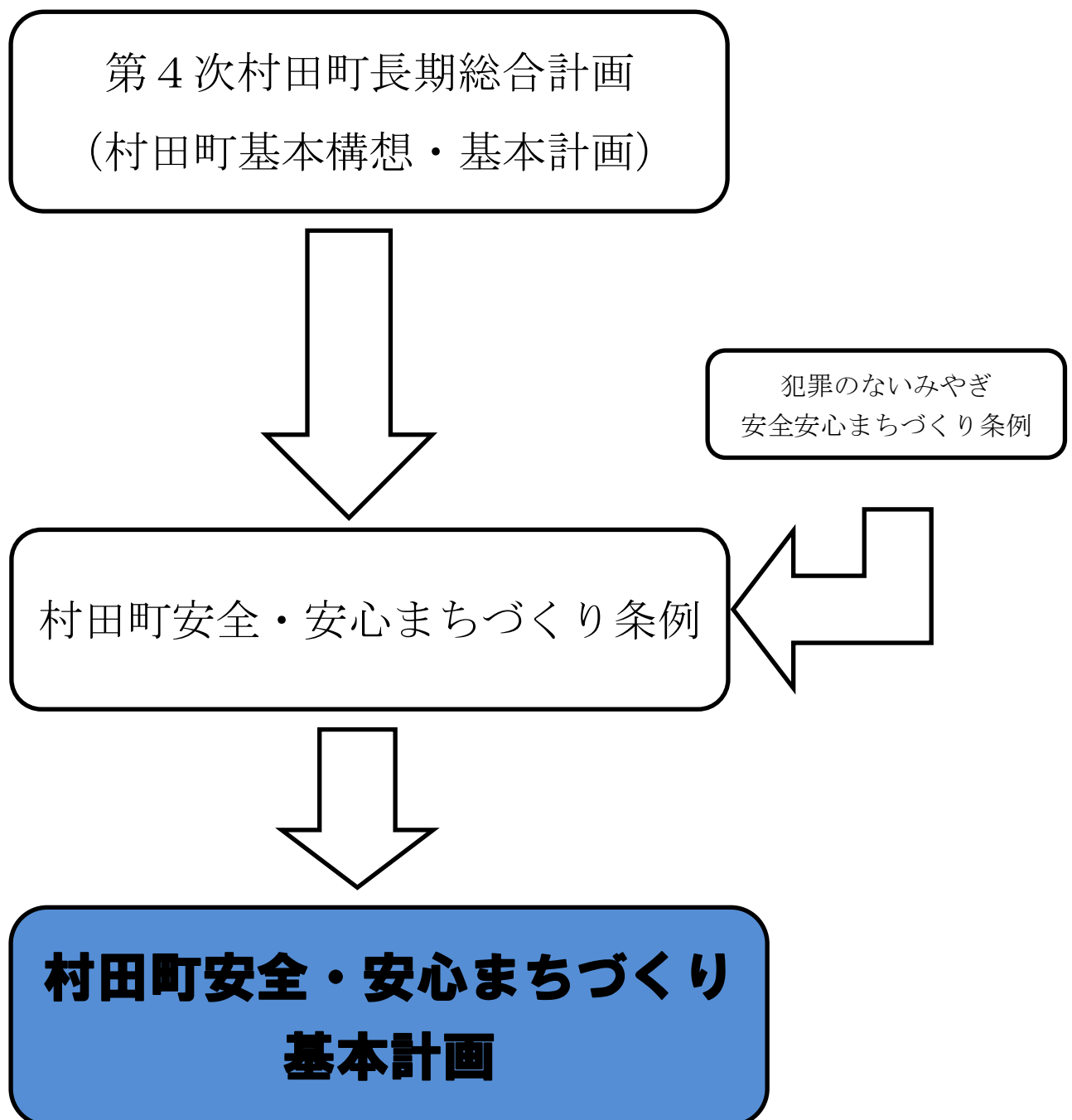
このような状況のもと、地域における犯罪や事故を未然に防止するため、誰もが安全で安心して暮らせる地域社会の実現を図ることを目的とした「村田町安全・安心まちづくり条例」を制定し、平成26年4月1日に施行しました。

「村田町安全・安心まちづくり基本計画」は、この条例に基づき、「自助」「共助」「公助」の協働の精神で、町や町民・事業者等が地域の実情に応じて、安全・安心まちづくりの活動を総合的・計画的に推進するための各種施策を示したものです。

本町では、警察署等関係行政機関との連携・協力のもと、基本計画に基づき、町・町民・事業者等がそれぞれの立場での取り組みを行うとともに、それぞれが連携・協働し、地域全体が一体となって犯罪のない安全で安心な地域社会の実現を目指します。

II 計画の位置づけ

「村田町安全・安心まちづくり基本計画」は、村田町の基本構想・基本計画である「第4次村田町長期総合計画」を推進するための個別方針として位置づけ、村田町の防犯対策に関して、施策展開の方向性と具体的な施策を示すものです。



Ⅲ 現状と課題

1 村田町の犯罪の現状（刑法犯認知件数）

（1）凶悪犯・粗暴犯の件数

（単位：件）

罪種別	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
凶悪犯					
殺人					
強盗	1	1	1		
放火		1			
粗暴犯					
暴行	1		2	2	1
傷害	1		3	2	
脅迫					
恐喝					1
合 計	3	2	6	4	2

（2）知能犯・風俗犯の件数

（単位：件）

罪種別	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
知能犯					
詐欺	2	1	1	5	2
横領			1		
知能犯その他					
風俗犯					
賭博					
強制わいせつ		2	1	1	
わいせつその他	1				
合 計	3	3	3	6	2

(3) 侵入・非侵入窃盗及び乗り物盗の件数

(単位:件)

罪種別	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
侵入窃盗					
空き巣	1	3		2	7
忍び込み		1	15		
居空き					1
金庫破り					
官公署荒らし					
事務所荒らし		2	2		2
給油所荒らし					
出店荒らし		2			
学校荒らし				2	
更衣室荒らし			1		
倉庫荒らし		1	4	1	
侵入盗その他	1				4
非侵入窃盗					
職場ねらい					1
すり	1				
車上ねらい	13	8	11	2	5
部品ねらい	1		6	2	3
工事場ねらい		2	1	2	1
自販機ねらい	8	7	4	8	
万引き	3	3	4		3
色情ねらい				2	
置引き	1	3	1		
脱衣場ねらい	1			1	
職場ねらい			1	1	1
同居ねらい					
非侵入窃盗その他	13	8	8	7	7
乗り物盗					
自動車盗	2			1	
オートバイ盗	4	2			3
自転車盗	7	7	4	8	6
合 計	56	49	62	39	44

(4) その他の刑法犯件数

(単位:件)

罪種別	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
その他の刑法犯					
占有離脱物横領	2	1	1	2	2
器物損壊	11	6	28	9	3
住居侵入		1	1	2	3
犯人隠避	1				
略取誘拐					
その他					
合 計	14	8	30	13	8

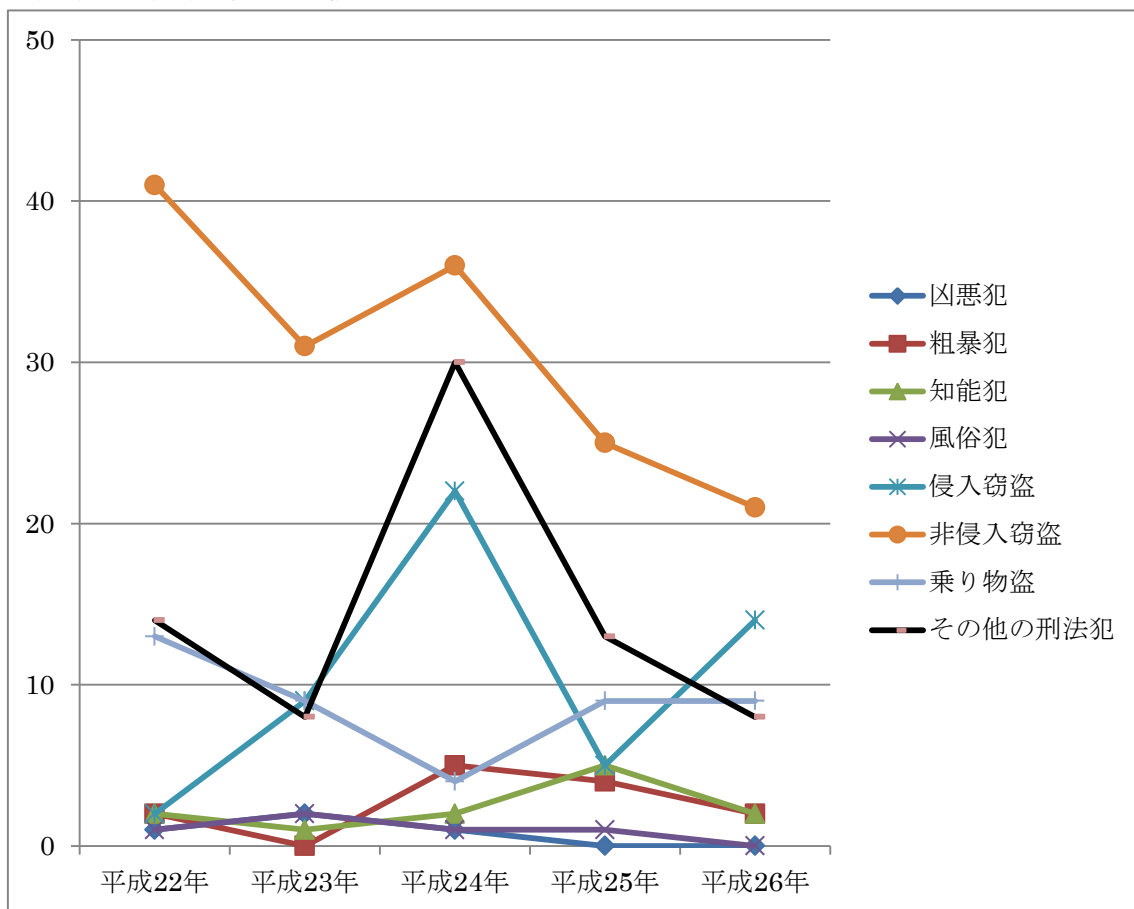
2 犯罪件数の推移

(1) 刑法犯認知件数の推移

(単位:件)

罪種別	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
凶悪犯	1	2	1		
粗暴犯	2		5	4	2
知能犯	2	1	2	5	2
風俗犯	1	2	1	1	
侵入窃盗	2	9	22	5	14
非侵入窃盗	41	31	36	25	21
乗り物盗	13	9	4	9	9
その他の刑法犯	14	8	30	13	8
合計	76	62	101	62	56

(2) 犯罪件数の推移グラフ



3 村田町の少年非行の状況

(単位：件)

区 別	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
刑法犯少年	2	5	11	7	0
特別法犯少年	0	0	0	0	0
不良行為少年	6	17 (1)	9 (1)	15	19 (1)
ぐ犯少年	0	0	0	0	0
合 計	8	22 (1)	20 (1)	22	19 (1)

※()内は上記件数のうち少女の件数

「刑法犯少年」

刑法に触れる行為をした犯罪少年（14歳以上で罪を犯した少年）と触法少年（14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年）をいう。

「特別法犯少年」

刑法以外の刑罰法令に違反した犯罪少年と触法少年をいう。（交通関係法令違反を除く）

「不良行為少年」

非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、その他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいう。

「ぐ犯少年」

保護者の正当な監督に服しない性癖など、一定の理由があって、その性格又は環境から判断して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう。

4 防犯対策の課題

村田町の犯罪の現状をみると、平成24年には101件と大きく増加しましたが、平成26年には56件と減少傾向にあります。

犯罪種別でみると、侵入窃盗、非侵入窃盗の割合が高く、具体的には空き巣、車上ねらい、自転車盗などの犯罪が多く発生しています。

少年非行の状況は、平成22年には8件でしたが、平成26年になると19件と増加し、飲酒、喫煙などの不良少年行為が大半を占めています。

本町で起こっている犯罪をみると、生活様式や価値観の多様化による地域における結びつきの希薄化、核家族化や単身世帯の増加、さらにはプライバシー重視の考え方もあり、近隣との連帯意識が薄くなってきており、無関心層の増大が課題となっています。

このような状況から、不審者等に対する町民や地域の目がおろそかになり、地域社会における犯罪防止機能が低下し、犯罪が起こりやすい環境が心配されるため、より一層地域力を高めることが重要になっています。

IV 基本方針

「自らの安全は自らが守る」という意識を持つとともに、町民にとっても、本町を訪れる人にとっても、安全で安心なまちづくりの実現を図るため、町民・事業者・行政等が「自助」「共助」「公助」の共同の精神で連携・協力し、次の事項を基本として推進します。

基本方針【1】

「防犯運動の推進」

犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりの原点は、「自らの安全は自らが守る」という防犯意識を町民自らが持つことが必要であるため、自主防犯意識を高める活動を推進します。

基本方針【2】

「防犯団体の育成と防犯体制の整備」

犯罪のない安全で安心して暮らせる地域社会の実現は、地域で助け合う連帯意識を醸成し、「自分の地域の安全は、地域で守る」という地域づくりを進めます。

地域の安全確保のため、地域住民・地域活動団体・事業者等が一体となって行う自主的な防犯活動を推進します。

基本方針【3】

「犯罪が発生しにくい環境づくり」

犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりを目指し、「犯罪にあわない、犯罪をおこさない」環境づくりを進めます。

安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的に推進します。

基本方針【4】

「推進体制の整備」

安全で安心なまちづくりは、町、町民、事業者等の適切な役割分担のもと、それぞれが連携・協力して効果的に進める必要があります。

安全・安心にかかわる具体的な取り組みを推進するための推進体制の整備を図っていきます。

V 施策の展開

基本方針に基づき施策の方向性を示し、安全・安心まちづくりの実現に取り組めます。

また、基本方針に基づき、防犯上の配慮を要する子ども、女性、高齢者、青少年等に対する施策も推進します。

基本方針【1】 防犯運動の推進

犯罪のない安全なまちを実現する活動を展開するため、講習会や啓発活動、防犯情報の提供を行うことで防犯に対する知識や意識の向上を図り、安全で安心なまちづくりを推進します。

行政・町民・事業者等の役割

行政（町・警察等）	町 民	事業者等
○講習会の推進 ○広報活動の推進 ○事業者等への啓発活動	○防犯意識の高揚及び防犯知識の習得 ○大人の意識改革（子どもに模範を示す）	○従業員への防犯知識の普及・啓発 ○講習会の開催

施策の内容

施 策	施策内容	推進主体
防犯講習会の開催	防犯に関する出前講座の開催を地域の団体に促すとともに、地域からの希望に応じ、警察と連携しながら、防犯意識向上に向けた「防犯講習会」を実施する。	町 警察 事業所等

女性に対する安全教室の充実	性犯罪、ドメスティックバイオレンス、ストーカー等の被害を防止するため、安全教室の開催を推進する。	町警察
啓発リーフレット等の作成・配布	町民・事業所等へ広く防犯に関する情報を提供するため、リーフレット等を作成し配布する。	町
広報紙・ホームページ・facebook などによる情報提供	広報紙、ホームページなどにより、町民に犯罪・防犯情報を積極的に提供し、防犯意識の高揚を図る。	町
一人暮らし高齢者等の相談や消費生活被害に関する周知・啓発	一人暮らし高齢者等に対する相談や消費生活被害に関する周知・啓発を行う。	町警察
高齢者等の集会における犯罪被害防止の啓発	悠々げんきクラブや、その支援者が集まるような集会において、犯罪被害防止の啓発を行う。	町警察
振り込め詐欺や勧誘電話被害防止の取り組み	多発する振り込め詐欺や勧誘電話に対する防止策として、振り込め詐欺に関する出前講座や金融機関等で行う防止キャンペーンを警察署と連携し開催する。	町警察 事業所等
防犯ブザーの配布	子どもの犯罪被害防止のため、防犯ブザーを小学校新入学児童に配布する。	町

<p>児童・生徒への安全教育の実施</p>	<p>小・中学校において、安全教育を推進することで、児童・生徒の安全対応の向上を図る。</p>	<p>町警察学校</p>
<p>教師や学校関係者に対する研修</p>	<p>学校への不審者侵入時等の非常事態の際、児童・生徒の安全を確保するための防犯研修会を実施する。</p>	<p>町警察学校</p>
<p>「3かけ運動」の推進</p>	<p>侵入犯罪防止のための「3かけ運動（カギかけ、気にかけて、声かけよう）」を推進する。</p>	<p>町警察 町民事業所等</p>

基本方針【2】 防犯団体の育成と防犯体制の整備

自治会や防犯団体との連携や支援、警察署との連携を行うことで地域の防犯力を高め、安全で安心なまちづくりを推進します。

行政・町民・事業者等の役割

行政（町・警察等）	町 民	事業者等
<ul style="list-style-type: none"> ○自主防犯活動団体の育成 ○住民活動への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○自主防犯活動の推進 ○カギかけの励行 ○地域ぐるみでの防犯活動への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○施設等の防犯対策 ○地域の一員としての取組み

施策の内容

施 策	施策内容	実施主体
訪問時や相談時における犯罪被害防止の周知	高齢者宅の訪問時や庁舎に高齢者が訪れた際に、リーフレットを配布するなどの周知・啓発を行う。	町
防犯活動への支援	自治会等が自主的に活動を行っている防犯パトロールに対して、必要な物品を貸与し、効果的な防犯活動を行うための支援をする。	町
防犯団体活性化の推進	地域が防犯活動を行っている状況を広く周知し、活動参加者の拡大を図る。	町 警察 町民

地域での指導者の育成	地域での自主防犯活動を牽引するリーダーを養成するための講習会を実施する。	町 警察 町民
警察署との連携	町と警察署、町民がそれぞれの役割のもと、相互に連携を図り「安全・安心なまちづくり」に取り組む。	町 警察 町民
通学路の安全確保	小・中学校において、生徒が実際に地域を歩き、地域安全マップを作成するなど、学校・家庭・地域が一体となり、地域の安全確認を行う。	警察 学校 町民
学校安全ボランティアの見守り活動	学校単位とした、地域のボランティアによる登下校の見守りや学校内外のパトロール活動を行い、「地域には開かれた、不審者には閉ざされた学校」を目指す。	町 学校 町民
子どもを見守るネットワーク	タクシー会社や、公用車、町民の私有車等に防犯啓発の表示マグネット等を貼り、子どもの見守りパトロール活動を行う。	町 町民 事業所等
家庭、学校、地域の連携した取り組み	町、警察署、学校、各関係機関で構成する「村田町青少年問題協議会」における調査・審議に基づき、家庭、学校、地域が一体となって青少年の健全育成に取り組む。	町 警察 学校 町民

基本方針【3】 犯罪が発生しにくい環境づくり

犯罪を未然に防ぐため、防犯に配慮し、道路・公園の見通しの確保など犯罪の発生しにくい環境づくりを推進します。

行政・町民・事業者等の役割

行政（町・警察等）	町 民	事業者等
<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設の整備・点検 ○防犯灯等の設置及び照度の確保 ○周囲からからの見通しの確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○使用する公共施設等の自主的な点検 ○行政に対しての情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所における照度の確保 ○施設における防犯体制の強化 ○防犯カメラの設置推進

施策の内容

施 策	施策内容	実施主体
防犯実働隊による活動	警察・防犯実働隊が連携し、各家庭や自治会、事業所等への防犯指導を行い、犯罪の未然防止や、町民の防犯意識の向上及び地域の防犯力の向上を図る。	町警察
防犯パトロールによる巡回	町、防犯実働隊、警察が連携し、町内全域のパトロールを行うとともに、犯罪発生多発地区などにおける重点的な巡回や広報車による広報啓発活動を実施する。	町警察

防犯キャンペーンの実施	警察署と連携し、空き巣被害やパソコンやスマートフォンを利用したインターネット上での詐欺被害等の防止のための啓発を行う。	町 警察
メール等を活用した情報提供	メールにより、犯罪や不審者の情報、防犯情報を迅速に提供することで注意喚起を行う。	町
「あいさつ運動」の推進	学校や家庭、地域でみんなが日常的にあいさつを交わす「あいさつ運動」を推進し、地域のきずなを強め、地域の見守りへ繋げていく。	町 町民 事業所等
犯罪防止教育の推進	全小・中学校で家庭、地域、関係機関と意見交換・啓発を行い、犯罪の未然防止を図る。	町 学校 警察
暴走族追放の推進	「村田町暴走族根絶運動推進条例」により、暴走行為を助長する行為を規制することで、町民生活の安全及び平穩の確保並びに少年の健全な育成を図る。	町 警察
公共施設における安全確保	防犯に関する安全点検を定期的実施し、犯罪発生時の対策について、各施設の実情に応じて町民の安全確保に努めるとともに、犯罪の未然防止を図る。	町

不法投棄防止の取り組み	不法投棄防止のため、注意喚起の看板設置や、不法投棄監視パトロールを行い、体感治安の悪化を防ぐ。	町警察
防犯啓発看板の設置	町民の目が届きにくい場所において、不審者に対する警告と地域住民への啓発をかねて、防犯啓発看板等の設置を行う。	町
自宅の安全点検	ワンドアツーロック、補助錠の設置、センサーライト、植栽の伐採など犯罪に遭いにくい住環境づくりを行う。	町民
町営住宅の防犯対策	町営住宅において、共用廊下や玄関等に死角となるものが置かれることがないように、自治会に対して協力を呼びかけるとともに、入居者に配布する広報紙等にて周知を行う。	町町民
空き家の適正管理	防犯・防災上管理不全な状態となっている空き家の所有者に対し指導等を行い、自主的な適正管理を促していく。	町町民
防犯力の高い建物の普及	未然に犯罪を防止するための設備の設置などを行い、敷地内における防犯体制の強化を図る。	事業所等

防犯灯・街路灯の設置	町民等の要望を検討し、防犯灯・街路灯の増設など効果的な設置を行う。	町
道路や公園の見通しの確保	街路樹や公園の樹木を剪定し、道路や公園の見通しを確保する。 また、公衆トイレを清潔に保ち、夜間は周辺を明るくするなど、犯罪の発生しにくい環境の確保に努める。	町 町民
公園のパトロール	青少年のたまり場になり、苦情が多い公園にあっては、夜間帯を中心にパトロールに努め、周辺地域の住環境の確保に努める。	町 警察 町民
学校、幼稚園、保育所等の安全確保	小・中学校にあっては、定期的に施設の安全点検を実施する。 また、無人となる時間帯については、防犯に配慮した設備の改修に努め、学校の安全を確保する。	町 学校
通学路の安全確保	通学路の合同点検を町、学校、家庭、地域社会との連携・協力のもとに実施し、危険箇所を把握するとともに、問題がある場合は速やかに改善に努める。	町 学校 警察 町民 事業所等
防犯カメラの設置推進	各事業所等において、犯罪の発生しにくい環境を整え、防犯意識の向上を図るため、防犯カメラの設置を推進する。	事業所等

基本方針【4】 推進体制の整備

安全・安心まちづくりは、町、町民、事業所等、警察、関係団体がそれぞれの役割を果たしながら、連携・協働して取り組むという認識のもと推進していく必要があります。

○町の推進体制

町は、安全・安心まちづくりの総合的な施策を推進するため、町長部局、教育委員会等がそれぞれの役割を認識し、施策の展開を行うとともに、地域の実情に応じた活動が行われるよう、町民等への支援を行いながら、連携・協力していきます。

○町民・事業者等の役割

安全・安心まちづくりには、町民自らが「自らの安全は自らが守る」「地域の安全は地域で守る」の意識に立ち、町内会や学校単位等の地域住民の参加と協力が不可欠です。

防犯に関する理解を深め、防犯協会活動、PTA活動、健全育成活動、交通安全活動、自主防災活動等を行っているボランティア団体等の取り組みに積極的に協力するとともに、各団体においては、相互に連携・協力をしていきます。

事業者等においても、地域の一員として取り組みに協力し、犯罪を誘発しない環境の整備に努めます。

○村田町地域安全対策連絡協議会の役割

犯罪のない安心して暮らすことができる安全なまちづくりを実現するため、「村田町地域安全対策連絡協議会」を設置しています。

この協議会は、各種団体の構成員、警察担当課職員等19名で構成されており、安全・安心まちづくりのための意見・情報交換を行い、協議・調整し町全体の防犯体制の強化につなげます。

○県及び警察等との連携

治安の維持や地域の安全対策の中心となる大河原警察署や宮城県、他市町との連携をさらに強化していきます。

○資料

村田町安全・安心まちづくり条例

平成26年3月14日

条例第1号

安全で安心して暮らせるまちの実現は、町民共通の願いであり、まちづくりを進めていく上ですべての基礎となるものである。

私たちのまち村田は、緑豊かな自然環境を有し、歴史と文化の薫る人情うるわしい町として、先人の期待を受け継ぎ、今日の発展を遂げてきた。

しかしながら、都市化、高度情報化等の進展は、利便性や快適性をもたらす一方で、町民の連帯意識の希薄化などを招き、地域社会の犯罪抑止力を低下させている。

このような状況を改善し、安全で安心して暮らせるまちを実現するためには、自分たちの地域社会は自分たちで守るという意識の下、町、町民及び事業者が、各々の役割を果たし、かつ、互いに協力し、軽微な犯罪や迷惑行為が重大な犯罪の発生を誘引する危険性を考慮に入れながら、犯罪が起こりにくい地域社会をつくっていくことが必要である。

ここに、私たちは、地域社会全体の力を結集し、安全で安心して暮らせるまち村田の実現に取り組んでいくことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、安全・安心まちづくりに関し、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、町民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「安全・安心まちづくり」とは、犯罪の防止に関する自主的な活動、犯罪の防止に配慮した環境の整備その他の犯罪の発生する機会を減らすための取組みをいう。

(町の責務)

第3条 町は、町民、事業者及び関係行政機関との連携を図りつつ、次に掲げる安全・安心まちづくりに関する施策を実施するものとする。

(1) 町民及び事業者に対する安全に関する意識の啓発及び必要な情報の提供

- (2) 町民及び事業者の安全確保に関する自主的な活動に対する支援
- (3) 安全な地域社会の実現のための環境の整備
- (4) その他第1条の目的を達成するために必要な施策

(町民の責務)

第4条 町民は、安全・安心まちづくりについての理解を深め、日常生活における自らの安全の確保に努めるとともに、互いに協力して地域社会における安全・安心まちづくりを推進する活動に取り組み、町が実施する安全・安心まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たって、自ら安全の確保に努めるとともに、地域社会を構成する一員として、安全・安心まちづくりに必要な措置を講じ、町が実施する安全・安心まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(相互協力)

第6条 町、町民及び事業者は、安全・安心まちづくりを推進するため、相互に協力するよう努めるものとする。

(安全・安心まちづくり基本計画)

第7条 町長は、安全・安心まちづくりに関する施策を総合的に推進するため、村田町安全・安心まちづくり基本計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 町長は、基本計画を定めるに当たっては、町民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、村田町地域安全対策連絡協議会の意見を聴くものとする。

3 町長は、基本計画を定めたときは、速やかに公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画を変更する場合について準用する。

(地域安全対策連絡協議会)

第8条 安全・安心まちづくりに関する重要な事項について協議・調整するため、村田町地域安全対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、次に掲げる事項について協議・調整する。

- (1) 青少年の非行防止に関すること。
- (2) 犯罪の予防に関すること。

(3) 暴力追放に関すること。

(4) 前号に掲げるもののほか、安全・安心まちづくりに関し必要な事項

3 前項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(生活安全指導員)

第9条 町長は、安全・安心まちづくり活動を効果的に推進するため、関係機関等と緊密な連携を図り、町民の安全・安心に関する相談、指導、助言等を行う生活安全指導員（以下「指導員」という。）を置くことができる。

2 指導員は、町長が委嘱する。

3 指導員の定数は、3人以内とする。

4 指導員の任期は、3年とする。ただし、補欠の指導員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 指導員は、再任することができる。

6 前各項に定めるもののほか、指導員の設置に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

村田町地域安全対策連絡協議会設置要綱

平成8年10月14日

訓令第10号

(名称)

第1条 本協議会は、村田町地域安全対策連絡協議会という。

(目的及び事業)

第2条 本協議会は、犯罪のない明るく住みよい町をつくるための諸事業を強力に推進するため、次に掲げる事項について協議及び調整する。

- (1) 青少年の非行防止に関する事。
- (2) 犯罪の予防に関する事。
- (3) 暴力追放に関する事。
- (4) その他、地域安全活動推進に必要な事項に関する事。

(構成)

第3条 本協議会は、次の各号に掲げる者のうちから町長が必要と認めた者をもって構成する。

- (1) 警察関係の代表者
- (2) 消防団の代表者
- (3) 防犯実働隊の代表者
- (4) 交通安全指導隊の代表者
- (5) 交通安全協会の代表者
- (6) 交通安全母の会の代表者
- (7) 地域防犯連絡所
- (8) 青少年問題協議会の代表者
- (9) 青少年補導員
- (10) 教育委員会の代表者
- (11) 各学校の代表者
- (12) 各PTAの代表者
- (13) 保護司
- (14) 更生保護女性会

(15) その他、本協議会の事業推進に関し必要と認められる者

(会議及び会長)

第4条 会議は、町長が必要に応じて招集するものとし、会長は構成員の中から町長が指名する。

(庶務)

第5条 本協議会の庶務は、総務課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

村田町地域安全対策連絡協議会員名簿

	役職名	氏 名	備 考
1	会 長	前野 一郎	村田町防犯実働隊長
2	委 員	岡本 克則	宮城県大河原警察署生活安全課長
3	〃	佐藤 尚昭	宮城県大河原警察署村田駐在所長
4	〃	高山 平八	村田町消防団長
5	〃	高橋 秀夫	村田町交通安全指導隊長
6	〃	小石川 定雄	柴田地区交通安全協会村田支部長
7	〃	佐藤 トシ	村田町交通安全母の会連合会長
8	〃	鈴木 潔	村田町行政区長会長
9	〃	大宮 重雄	村田町青少年問題協議会長、保護司会長
10	〃	高橋 定光	村田町教育委員会教育総務課長
11	〃	早坂 雅彦	村田小学校長
12	〃	栗和田 建夫	村田第二小学校長
13	〃	高橋 長浩	村田第一中学校長
14	〃	大内 啓邦	村田第二中学校長
15	〃	大沼 博之	村田高等学校長
16	〃	森 哲也	村田町PTA連合会長
17	〃	佐藤 安子	更生保護女性会長
18	〃	大内 英保	村田町企業振興連絡協議会長
19	〃	赤間 貞子	民生児童委員協議会長

村田町安全・安心まちづくり基本計画

発行：宮城県村田町

宮城県柴田郡村田町大字村田字迫6番地

0224-83-2111

編集：総務課

印刷：庁内印刷